

平成27年第3回 まんのう町議会定例会

まんのう町告示第76号

平成27年第3回まんのう町議会定例会を次のとおり招集する。

平成27年8月26日

まんのう町長 栗田 隆義

1. 招集日 平成27年9月7日
2. 場 所 まんのう町役場議場

平成27年第3回まんのう町議会定例会会議録（第3号）

平成27年9月9日（水曜日）午前 9時30分 開会

出席議員 15名

1番 竹林 昌 秀	2番 川 西 米希子
3番 田 岡 秀 俊	4番 合 田 正 夫
5番 三 好 郁 雄	6番 白 川 正 樹
7番 白 川 年 男	8番 白 川 皆 男
9番 大 西 樹	10番 藤 田 昌 大
11番 松 下 一 美	12番 三 好 勝 利
13番 大 西 豊	14番 川 原 茂 行
15番 関 洋 三	

欠席議員 なし

会議録署名議員の指名議員

4番 合 田 正 夫 5番 三 好 郁 雄

職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 青 野 進 議会事務局課長補佐 常 包 英 希

地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者の職氏名

町 長 栗 田 隆 義 副 町 長 栗 田 昭 彦
教 育 長 斉 藤 賢 一 総 務 課 長 齋 部 正 典

企画政策課長	高嶋 一博	税務課長	脇 隆博
住民生活課長	森末史博	福祉保険課長	川田正広
会計管理者	仁木正樹	健康増進課長	見間照史
建設土地改良課長	池田勝正	産業経済課長	高橋 守
琴南支所長	雨霧 弘	仲南支所長	和泉博美
学校教育課長	尾崎裕昭	社会教育課長	長森正志
水道課長	天米賢吾	地籍調査課長	山内直樹

○関洋三議長 おはようございます。 (白川年男議員退席 午前9時31分)

ただいまの出席議員は15名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○関洋三議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、議長において、4番、合田正夫君、5番、三好郁雄君を指名いたします。 (白川年男議員着席 午前9時31分)

日程第2 一般質問

○関洋三議長 日程第2、一般質問を行います。

昨日同様5名の方が準備されておりますので、順次発言を許可いたします。

14番、川原茂行君、1番目の質問から許可いたします。

○川原茂行議員 おはようございます。彼岸花が目につく時代です。昔であれば、わくわくする中ではありますが、最近はどうも血が騒がないんですけども、私、きょうの質問の中で2点、まず1点目の件から御質問をさせていただきます。

これは、たびたび今までもお聞きいたしております。しかし、時代とともにいろいろ変わっておりますので、何回かの中できょうの議会で町長の姿勢をお聞きいたしたい、こんなに思っております。

まず、森林整備と水資源の確保ということでございます。いろんなデータがございますが、データを持ちながら質問をいたさせていただきます。

まず、生命の第一番であります水、次いで食糧、これがあれば何とか人間は何日かは生きていける。それにいろいろ附随して必要なものはようけありますが、まず水、食糧と、こういう順番になるのかなと思っております。

まんのう町の阿讃山脈、いわゆる県境に近いところで森林が約1,300ヘクタール、私はこれは非常なまんのう町の財産で、財産をなぜ生かさないといいるところに私は視点

を置いておるわけです。まんのう町の場合、森林と農地、いろんな財産ありますが、特に私は宝の山である森林をどうやって生かすか、これがきょうの質問の内容になってくるわけです。

いろんなデータの中で、森林整備するのにまず植栽をして、10年ばかりはほかの雑草にやられますから、下刈りの手入れをする。ある程度の年数が来れば、それを間伐しながら枝打ちをする。そしてまた20年、25年になれば間伐をしていく。そして今、50年、もしくは80年近い材木がかなりございます。そういうものは、今度、伐採をしていかなきゃいけない。

森林組合からも一番懸念された声は、ある程度、今、仲南の森林組合の従業員は徳島から来てます。ほとんどの方が徳島の方なんです。これをやっぱり考えてみますと、植栽とか枝打ち、間伐程度は、新しく入った方がある程度できる。ところがやっぱり径が60センチ、80センチの木になると、通常は元切りといいます、木をかやすのは木に問うてくださいというような切り方しかようしない。これは机の上で何ぼ教えてもいかんのです。やっぱり体で覚えなかん。とにかく木に問うてくださいでは危なくてさわれんでおりませんから、どちらに向いて返しますよということで、そちらのことも体験をしていかなきゃいけない。

私は、これ、仲南時代から何十回言ったか自分でも数覚えてませんが、私が議会に出させていただいて、昭和54年、仲南の時代に10年ぐらいかかりました。昭和63年に木柵池と同時に圃場整備ができてきだしたのが約9年、9年間言い続けてきてやっと動き出した。合併して18年から9年、もうぼつぼつ動かないかん時期なんです、この森林整備について。絶えず私は思っておるんですが、昔は、今、考えてみますと、小学校高学年のときには野山がきれいに整備されとった。親に連れられて山へ行っていました。マツタケとりに行っていました。でも今はマツタケはないから余り行く気はしませんが、私は山を歩くのが好きですから、当然山へは参りますが、要するに子供のときから関心を持たず教育も大事なかなど。急に山へ入れといたって、それはなかなか難しいと思います。やっぱり幼少の時代から興味を持たずという教育方針も大事なかなど思っています。

この場合、ちょっと新聞を持ってまいりますが、この児童の農山漁村体験推進ということで受け入れ体制整備、農水省など4省が連携、これはもう既にぼつぼつやっていますが、平成16年から強く予算をつけていこうというような姿勢に向いておるんです。山がいかに大事かというのは、国会議員の先生方もよく御存じなんです、日本は75%が山林ですから。

考えてみますと、まんのう町が国の平均に類似しておると。香川県にはこれだけの山はない。自治体で山を持っておるのはまんのう町。まんのう町がこの財産を生かすも殺すも、何ちゃしなかつたら光りませんから、財産としてあるわけですから、これを何とか生かす方法を考えていかなきゃいけないなと思っています。

ちょっと読みますが、児童に対して、農水省など4省が連携して推進する子ども農山漁

村交流プロジェクトの2016年度の予算、概算要求で子供の自然体験を促すための受け入れ体制整備や、長期宿泊につなげる事業を新設、拡充した。宿泊体制を整備することで、地域の活性化も期待する。いよいよ予算的なものもこの中に入ってますが、要するに子供が山に興味を持たず教育を、これ4省、農水省を初め、環境省、文科省、いろんなどが連携してやろうとしておる。将来の森林整備をやっぱり守っていかないかん。そこから宝を発掘せないかん。そういうのを子供にかけていこうということをしておるわけです。そういうことですから、まんのう町もこれだけの森林を持っておりながら、宝の山を見殺しにするわけにはいけない。町長さんに今後の森林整備、森林整備をすることによって当然水は確保できるということになりますから、今、まんのう町の地区内にある森林整備に対してどういうお考えなのか、まずそこからお聞きしてまいりますのでよろしくお願い致します。

○関洋三議長 答弁者、栗田町長。

○栗田町長 川原議員の、森林整備と水資源の確保の御質問にお答えいたします。

議員御指摘のとおり、森林整備と水資源の確保については密接な関係がございます。森林が持つ機能については、まず第一に水源涵養機能、続いて第二に山地災害防止機能や土壌保全機能、第三に快適環境形成機能、第四に保健文化機能、第五に木材等生産機能などが考えられます。

まず、第一から第四までは公益的機能とも呼ばれております。水源涵養機能は人類にとっても大切なものであり、国、県、町においても重要な事項と認識をいたしております。

現在、市町別森林資源表によりますと、町内民有林のうち4,966ヘクタールが針葉樹林、5,607ヘクタールが広葉樹林となっており、合わせて1万573ヘクタールが立木地となります。そのほかには竹林が260ヘクタール、無立木地が158ヘクタールございます。

課題としては、この竹林及び無立木地をどのようにするかであろうというふうに考えております。特に、本年度はまんのう町森林整備計画の見直しの年でございます。現在、基礎調査の作業中であり、今後、伐採、造林、保育、その他森林整備に関する事項をお示ししてまいりたいというふうに考えております。

次に、水資源の確保についてでございますが、降雨量の少ない香川県においては、安定した生活用水、農業用水等の水資源確保が非常に重要であることは以前から申しておるところでございます。そのためには地形条件等の整った候補地を選定したダム建設が最善策と考えているところでございますが、ダム建設では県が主体となって関係市町及び関係団体と十分な事前協議を行う必要があることから、時間を要することに御理解をお願い申し上げます。

○関洋三議長 再質問、川原議員。

○川原茂行議員 ちなみに、国のほうから出ております資料によりますと、これは仲南の森林組合から入手した資料なんです、水源の涵養林でいきますと、まんのう町が3,

322ヘクタールある。水源涵養林ですよ、保安林の。香川県の合計が7,374しかないんです。その中の4割強がまんのう町にあるんです。ですからこれを生かさないと手はない。立地条件からいきますと、早明浦から香川用水を使って、高松が人口一番多いわけですが、そちらを水が行く場合に、まんのう町が、中讃といいますけど、この森林でいきますと西讃の部類に入るわけです。まんのう町で水を確保すれば、香川用水に乗せれば、香川県の水が確保できる。これが東のほうであれば、逆に持ってこいいうたら、これは持ってこれんことはないけど、不経済なのはわかってますから、まんのう町の場合は高い位置でおるわけですから、東讃まで水は行くわけです。そういう立地条件の最高の場所にまんのう町はあるわけです。これは動かしがたい現実で、この森林がよそへ行くわけでもなくて、まんのう町にあくまで未来永劫におるわけです。名前はひょっとしたらまんのう町が変わるかもわかりませんが、この森林自体はここにおるわけですから、それを今から着実に考えて気をつけていかなきゃいけない。

先ほどダムに触れましたが、ダムの準備もお願いしたい中で、まず森林整備、これは私、通告はしてなかったんですが、広域企業団、水道の要するに広域化、この中で一番大切な水源涵養を目的とした財政支援を要求するというのも一目、きょう、マスコミおれへんな、あんまり手のうちを明かすわけにいきませんから控え目にしようかなと思ったんですが、水源涵養を目的とした財政支援を要求するという事は、森林整備にやっぱり県も理解を示していただかないかん、財政的に。そこの要求、この間も建経の委員会の中で報告されましたように、今後の水道事業については、首長会に委ねだれてくるわけです。これは各市町から恐らくいろんな注文はあるだろうと思う。課長さんの話では、わからないけども、いろんな自治体からはそれぞれ注文は出てくるだろうと。しかし、まんのう町としては、最優先すべき水源涵養を目的とした財政支援を求めていくことは、あくまで森林に今まで恐らく1億弱かもわかりません。だけでもやっぱり金がなければなかなか整備はできませんので、そこらのことに対する町長の考えをちょっとお聞きいたします。

○関洋三議長 再答弁、栗田町長。

○栗田町長 川原議員さんの再質問にお答えいたします。

川原議員さん御指摘のように、今後、水道の広域化が行われるに当たっても、やはり水資源の確保というのは非常に重要でございます。その水資源確保のためには、どうしても森林整備が重要でございますので、今後とも、町村会、またいろんな会を通じて県のほうへは森林整備の財政支援、補助等々、強く訴えていきたいと思っておりますのでどうぞよろしくお聞きいたします。

○関洋三議長 再質問、川原議員。

○川原茂行議員 時間的に、予算を組む前に、これ、この間の委員会では11月ということですが、市長会があるということですが、それは水道の広域化の話であって、それ以前に次の予算要求をやっぱり早い時期からする意思があるのかなのか。といいますのは、水源として、一応全ての条件ではないですけども、いろいろ話された中で、この

間も私も委員長報告をさせていただきましたが、あくまでまんのう町は自己水源利用型の水道運用を目指し、きょうの立ち位置として水源供給をしていくというのが基本的な路線なんです。ですから各自治体はまんのう町から水をいただきますよということ。まんのう町は、私のところの水は皆さんに、私のところといたらおかしいかもわかりませんが、少なくともまんのう町に降雨があった水を貯水し、それをやっぱり他の地域が利用してくださいということがあくまで謳われておるし、この間も建設経済の水道課の課長の話の中にも出てきておる。そういうことを踏まえると、やっぱり財政的な金額を要求する場合には、早い時期に、タイミングを逃したらまた1年おくれる。ここらの考えをもう一度伺います。

○**関洋三議長** 再答弁、栗田町長。

○**栗田町長** 川原議員さんの再々質問にお答えいたします。

今現在、水道の広域化ということで、いろいろ各町からも意見が出て、今、水道課長のほうからも報告がありましたように取りまとめをいたしております。あくまでもまんのう町は自己水源をもって水道事業には当たるということでありまして、それ以外にもまんのう町は水道資源潤沢なところもありますので、何かのときにはほかの市町へもある程度供給はできるということでございます。

そういった中で、多分、香川県でも、水資源を独自で確保しておるのはまんのう町だけでございますので、今後とも、それに関連して、やはり森林整備をまんのう町はしていかなければいけませんので、県、また国のほうに対しましても森林整備の予算要求というものを粘り強くやっていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○**関洋三議長** 再質問、川原議員。

○**川原茂行議員** 町長さんの前向きな姿勢はわかるんですが、要するに財政的に28年度の予算に生かされるような時期をお考えになって要望していただきたいなと思っておりますが、そういう解釈でよろしいですか。28年度、間に合いますか。

○**関洋三議長** 再答弁、栗田町長。

○**栗田町長** 川原議員さんの質問にお答えいたします。

28年度の予算に生かせるように頑張ってみりたいと思っております。当然、森林整備ということになりますと、町単独ではなかなか難しいところがありますので、どうしても県、また国の補助金とか助成金、また交付金等をいただかなければいけませんので、そういった点で粘り強く要求をしていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○**関洋三議長** 再質問、川原議員。

○**川原茂行議員** しつこいようではありますが、当然、財政が裏付けになれば手を集める、森林組合が母体になるか、もしくは他のところで、人手の方ですが労働力がどうなるかはわかりませんが、いずれにしても裏づけの財源がなければ、それはできませんので、そっちのほうへまずは財源をつけていただくような要望をしていただいて、そしてまんのう町地区内にある森林整備をどうしてもやっていく、計画を立てた中でこういう形でやっ

ていきますよという方向づけにお願いしたいと思いますが、先ほど財政的な要求をしてまいります、いろんなところを協議しなきゃいけない、その裏づけの財政がまずなければ、どこといろいろな労働力を確保するのにも踏み込んだ話ができないと思いますので、まずは財政的な裏づけに全力投球をしていただけないかということでもいいですね。それではそのことはいいです。

それでは、時間の都合もございますので、1番は終わります。

○関洋三議長 それでは1番目の質問を終わりますして、続いて、川原議員、2番目の質問を許可いたします。

○川原茂行議員 2番目は、火葬後に火葬場に残った遺骨の取り扱いについての話です。

ずっと前から火葬場に行って、収骨したものはごくわずかは持って帰って、墓地もしくはお寺のほうへ遺族の方がお祭りさせていただくと。しかし残ったものが9割、もしくはそれ以上あるかもわかりません。それは火葬場で特定の時間だけ置いておくのかどうかわかりませんが、いずれにしても、最終的には業者に委託してどこかへ持って行かないかという形になるんですが、それを、今、現実にはどういう形で、例えば業者であればどこその業者、また、なぜその業者を選んだか、これは環境的な問題もあろうかと思いますが、こういう理由でこの業者を選んだということをお聞きいたしたいと思います。

○関洋三議長 答弁、栗田町長。

○栗田町長 川原議員の、火葬後に火葬場に残った遺骨の取り扱いについての御質問にお答えいたします。

まんのう町斎場では、年間約250から300体の遺体を火葬しており、火葬後に骨上げをして残った残骨灰が毎年800キログラムほど発生しております。通常、火葬の後で御遺族がお骨を収集されますが、火葬台車の上にはまだまだ多くのお骨が残っておりますほか、御遺体を乗せる台車を高温から守る保護材、入れ歯、お棺やお棺に入れられた貴金属を含む装飾品、生花などの焼却残存物がまざって残っております。これらのお骨や残存物を総称して残骨灰と呼んでおります。

残骨灰は、火葬業務を委託しております事業者の職員が袋に入れて斎場内に保管しておりますが、残骨灰の処分は別の事業者にて委託しております、委託事業者は年に2回程度とりにきております。

委託事業者は残存物全てを自社に持ち帰り、大き目の残骨や金属等を選別した上で、それ以外の微細な粉末状の物は熔融炉で熔融処理されております。

また、分別された残骨ですが、お寺に依頼して埋葬し永代供養いただいているとのこと。以前は静岡県のお寺にお願いしていたようでございますが、近年は再輸送して丸亀市のお寺に納骨され、永代供養されているようでございますのでよろしくお願いたします。

○関洋三議長 再質問、川原議員。

○川原茂行議員 私、やっぱり遺骨を、先祖の供養をするのに当たって、残骨といった

らいいのか、言葉を選んで、いろんところで担当の方にもお聞きした。残骨というのが適切なのかどうなのかと。こういうことも気を配りながら私も質問をさせていただいておるんです。だけでも町長が残骨灰という名前ですといますから、私は今からは残骨と言わせていただきますが、やっぱり遺族として先祖の霊が、骨はどこへいつておるのかわからない。自分ところへあるごく一部は持って帰って何しておりますが、その残骨がどこへ行つておるかわからないようでは、私はもったいないんじゃないかと。

これは人間関係が、最近、子供が親を殺すとか、逆に親が子供を殺すとか、こういう事件が多くあります。これはやっぱり先祖の供養、ありがたみに欠けておるところもあると私は思います。この残骨灰をまんのう町でどこか一つ、法的なこともいろいろあろうかと思ひますが、これはまんのう町の方ばかりやというところにすれば、かなり皆さんの気持ちも落ちつくところがあるんじゃないかなと思つております。

残骨灰が、今は丸亀に来つたけど、先は日本海のほうやいうたら、さて、これはどこへ行つとんかなと。そういう不安な気持ちも、先祖に対する考え方も変わってくるような気もしますが、私はまんのう町内で供養塔というのか、何と呼ぶのか、ここら辺もちょっと、私、勉強不足で言葉は申しわけないんですが、そういうところへ供養するところをこしらえて、埋設していくというのはお考えになっておられることがあるのか、もしくは、これは全くだめだとおっしゃるのか。私は遺族としてやっぱり残骨灰がどこへ行つとんかわからん、それでは申しわけない。やっぱり先祖を敬う気持ちがないから、こういう事件がいろいろ起きてくるんです。最近の若い方はそう思つてないかもわからんけども、それは年がいけばわかる。親や祖父母がどこへ残骨灰が行つとんやらわからんような形で申しわけないと思わない人は私はいないだろうと思つてますが、この点についてはどうですか。まんのう町にそういう残骨灰のいわゆる供養塔といいますか、そういうものを設置する意義が私はあるんじゃないかなとお聞きしとるんですが、それに対するお考えはどうですか。

○関洋三議長 答弁、栗田町長。 (三好勝利議員退席 午前10時03分)

○栗田町長 川原議員さんの再質問にお答えいたします。

ちょっと残骨灰という言葉が悪いのかいいのかはわかりませんが、先ほど申しましたので、そのまま使わせていただきたいと思います。

残骨灰は遺体台車の保護やお棺に入れられた装飾品、生花などの灰がまざつたものであり、高温火葬のために有害物質が含まれておるようでございます。このために1カ所に多量に埋めることは害があるとされていることから、全国の多くの自治体では、本町と同様に業者に委託して処分をしているようでございます。隣接市では納骨堂で保管をしているところもありますが、結局、施設がいっぱいになれば業者に処分を依頼しておるようでございます。

現在のまんのう町では、残骨灰は年間1から2立米ほど出ると予想されており、例えば40立米の防火水槽程度の立方体収納庫をつつた場合だと、20年から40年でいっぱいになります。これを処分せずに収納しておくつれば、果てしなく将来にわたり増設が

必要になってこようかと思ひます。

(三好勝利議員着席 午前10時05分)

川原議員さんの御意見は、まんのう町の住民であった方の体の一部であるということから、御遺体の尊厳から町内に残すべきということであろうかと思ひます。そういうことから言えば、残骨と言へど、それだけの量を保管する施設をつくる場合は、必然的に近隣住民の御理解を得る必要も生じてこようかと思ひます。

このことから、行政といたしましては、本来、死者の霊に対してどのように向き合うのが最善なのか、今後の課題として、住民意識や環境面への影響などを研究してまいりたいと思ひますので、御理解のほどよろしくお願ひいたします。

○関洋三議長 再質問、川原議員。

○川原茂行議員 時間の関係もございまして、町長さんもこういう質問は多分初めてだと思います。私は、私の先祖の墓地をやったときに、今の骨つぼみたいなんではないけれども、あけてみれば、もうほとんどなかった。骨は入れた。私の祖父母の骨は入れたんやけども、50年してあけたらほとんどなかった。

だから、今、町長がおっしゃるように、計算上は1立米入れたら、何十立米の中でいっぱいしますよということになるけど、私はそうではないような気がするんです。あれ、私はあけたときにびっくりした。骨があるんかと思つたら、ほとんどなかった。水がちょっとたまとるだけでなかった。そういうものを科学的にもやっぱり分析していただいて、研究していただければありがたいなと思ひますが、そうすると収納するところもそんなに広くは要らないんじゃないかなという気もするんですが、これは私もわかりません。だからそこを今後研究していただける余地があるのかないのかをお聞かせいただいたらと思ひます。

○関洋三議長 再答弁、栗田町長。

○栗田町長 川原議員さんの質問にお答えいたします。

確かに、今、川原議員さんからお話がありましたように、50年もたてばつぼの骨はなくなっておるといふ話をよく聞きます。ちょっと私もそこまでは余り考えておりませんので、今後、そのことについては研究をさせていただいて、そういうことであれば、50年もすればなくなりますので、一つ、ある程度の収納場所をつくっておけば、未来永劫にいけるんでないかなというふうに思ひますので、ぜひ研究をさせていただきたいと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

○関洋三議長 再質問、川原議員。

○川原茂行議員 これはまんのう町が未来永劫にまんのう町でおるのか、もしくは他の自治体と合併してまた違う名前になっておるかは別といたしまして、現在、このまんのう町に住んでおられる住民の方を、やっぱりそうとく供養するために、私はこれを真剣に、とにかくこれは聞いてみたらわからんことですから、町長がやる気で研究しますといふのであれば、私はそれで町民の皆さんにも納得してただけるだろうと思ひしております。これはぜひともひとつ研究課題の一つとして、近々にまたそういう結果が出た段階で御報

告いただければと思っております。これが先人に対する供養だと思っておりますことをまず申し上げて、私の質問を終わらせていただきます。

○関洋三議長 以上で、14番、川原茂行君の発言は終わりました。

引き続き一般質問の通告がありますので、これを許可いたします。

11番、松下一美君、1番目の質問を許可いたします。

○松下一美議員 それでは、議長の許可をいただきましたので、通告に基づきまして、3点について一般質問をさせていただきます。(大西豊議員退席 午前10時09分)

まず1点目は、町職員の研修等への取り組みについてをお伺いいたします。そして2点目につきましては、移住体験施設を考えては。3点目につきましては、町立図書館の現状と図書を更新についてをお伺いいたします。

それではまず、第1点目の町職員の研修等への取り組みについてをお伺いいたします。

本町の職員に対してどのような研修等がされているのか、実施状況等をお伺いいたします。

行政は議会が行うものでもなく、また町長が直接行うものでもありませんが、行政事務については職員一人一人が課題を見つけ出し、適切な事務対応をしようとする自覚と責務にかかっているかと思われます。実務能力、そしてまた経験は職員の資質により町の行政水準が決まってくるものと思われます。

については、その資質を養うために町が実施している具体的な職員研修とその効果、また、反省点等についてお伺いいたします。

また、研修等へ参加し、事例報告等があれば、その資料について提出を求めたいと思います。(大西豊議員着席 午前10時11分)

例えば実施研修を受けただけでなく、職員が所管別に事務研修等に参加された場合についても報告を願いたいと思います。

さらには、町が目標管理や行政評価の推進のため開催した行事についてもお願いしたいと思います。

また、今後、町において職員の研修等への取り組みや方針についてどのように考え計画されているのか、町の行政サービスまたは行政事務効率等の向上の観点に立って町長の答弁をお願いいたします。

○関洋三議長 答弁、栗田町長。

○栗田町長 松下議員さんの、町職員の研修等への取り組みについての御質問にお答えいたします。

行政改革を推進しながら無駄をいかに省くかさまざまな試みを行っているところですが、現状では予断を許さない状況であります。(白川年男議員退席 午前10時13分)

このような中、地方分権の推進に合わせて、国、県からは権限委譲として数多くの業務が市町である基礎自治体に割り振られております。財政的に職員定数の削減を進めている本町においても、一人一人の責任の重さがふえてきておるところでございます。

そのために、御質問にありますように住民サービスの向上のための職員研修の現状については、人口減少時代を迎え、限られた職員でさまざまな行政課題に対応するためには、職員の能力、意識や意欲の向上を促して、継続的に活躍する職員を育成するための人材育成は重要であることを認識いたしております。

現在、職員に対する研修制度は香川県と市町で共同実施しております香川県市町職員研修センターでの研修と、滋賀県の国際文化研修所、並びにまんのう町独自研修などの業務外研修と、必要に応じて業務従事中に上司の指導による業務内研修を実施する形をとっています。

研修センターでは、初任者から課長までの役職ごとに実施する階層別研修7講座と、能力開発を目的とした政策形成、法務能力の向上や対人能力向上、マネジメント能力養成に職務遂行能力向上などの六つのコースがございます。約30講座の研修を毎年開催しており、本町における研修センターでの受講状況は、平成25年度は階層別研修37名、能力開発研修59名の合計96名、平成26年度は階層別研修17名、能力開発研修65名の82名という受講状況であり、一般行政職の能力開発研修の受講率は50%程度で推移していることから、県内9町の中ではトップの受講状況でございます。

また、国際文化研修所においては3日間程度の宿泊型研修を実施し、主に西日本の自治体職員が受講していることから、全国的な先進事例を学ぶ機会と、同じような課題に取り組む自治体職員との情報交換の場として、そのつながりを研修受講後にも有効に活用しており、平成25年度、平成26年度ともに2講座の受講実績がございます。

(白川年男議員着席 午前10時16分)

これらの職員研修は職員への受講に対する動機づけとして、まんのう町人材育成基本方針で、主査以下の職員は毎年1講座、課長補佐・係長は2年ごとに1講座、課長は3年に1講座を義務づけております。

行政事務効率等の観点から、町職員の研修等への取り組み方針及び今後の計画についてですが、限られた職員の資質向上のために人材育成に力を注いでいくことは重要な取り組みと捉えておりますので、受講義務づけは今後も継続していく方針でございます。

そして、今後も住民の視点に立ち、みずから考え行動できる職員を育成することにより、将来にわたり組織全体の行政効率を高めるために、継続的に職員個々の能力開発を行うことは不可欠であると考えており、平成28年4月1日に施行予定の地方公務員法に規定されている人事評価制度において、管理監督職員には部下の人材育成目標を定める上で、面談時に受講すべき研修を部下と協議し、その年度の目標としての計画する方法により、身近な上司が職員の補う必要のある能力の発見と能力向上に努める仕組みづくりの構築を検討しているところでございますので、よろしくお願い申し上げます。

○関洋三議長 再質問、松下議員。

○松下一美議員 ただいま、町長の答弁の中で、やはり職員研修センターで、25年、26年度に研修を受けられた職員数については96名、そしてまた、26年度については

82名と、178名ほどでありまして、町長の今の答弁の中で50%以上の係長、課長が講習を受けているとのことでありましたが、私はなぜかといいますと、本町は農業立町でありますけど、昨日の一般質問でもありましたように、やはり農業生産額が44億円とありますけど、今、日本においてはミニマムアクセスで77万トン、そしてまた今回のTPPによりましてかなりな譲歩が迫られるものと思われまして。そういう点で、やはり主食であるお米が年間約90万トン近くの輸入となりますと、そうでなくてもなかなか厳しいまんのう町の農業事情というものが大変かと思われまして。そういう点で、やはりしっかりとした職員の方々によって、活力ある住みよいまんのう町としてこれからもやっていただくためには、職員研修はぜひとも必要かと思われまして。そういう点で町長の今の答弁でありますけど、なお、そういうまんのう町の状況も踏まえた上でのお考えをお聞きしたらと思います。

○関洋三議長 再答弁、栗田町長。

○栗田町長 松下議員さんの再質問にお答えいたします。

先ほどもお答えいたしましたように、県の研修センターでの受講率は50%程度ということで、県内の9町の中ではトップの受講状況ということでございますが、これに安堵することなく、今後とも、職員の資質向上に努めてまいりたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いたします。

○関洋三議長 再質問、松下議員。

○松下一美議員 それでは1点目を終わりにして、2点目に移りたいと思います。

○関洋三議長 松下議員の1番目の質問をこれで終わります。

続いて、松下議員、2番目の質問を続けてください。

○松下一美議員 2点目につきましては、移住体験施設を考えてはということで質問させていただきます。

本町の人口減対策として、移住に関心を持たれる方々に体験していただく施設を設けてはどうかと思います。

現在、若者定住促進事業、住宅取得補助金申請がありまして、その中において、やはり先日の委員長報告でも申し上げましたが、8月1日現在において24件、そしてまた、金額的には2,339万2,000円と、約70%を超すという好評であります。その中で、総務常任委員会におきまして、近く補正が必要になってくるのではないかというような報告もありました。

最近のテレビでありますけど、高知市の移住・定住促進に向けた取り組みが紹介されておりました。かがみ暮らし体験滞在施設しいの木でありますけれど、1室5名までで2部屋施設がございます。その中で、条件といたしましては、高知市以外で高知市への移住希望をされる方、そしてまた日本国内に居住されている方とか、中山間の地域の方だと、円滑に交流の持てる方といういろいろ条件がございます。

その中で、最初の2泊は3,240円で、次の1泊については1,080円と、約1か

月間の滞在で3万3,500円ぐらいの低料金で利用されるようになっておりまして、ことしの8月28日のオープンということでありまして、電話でお聞きしましたところ、予約もだんだん入っているという話でございました。

そしてまた、移住・定住促進室を設置し、専用のホームページ、あるいは移住体験ツアーとか、移住者ネットワーク等を構築するなどにより、地域の経済、地域の活性化に向けて取り組んでおられます。

本町においても、空き家等を町において借り上げ、家族での移住体験をしていただき、移住促進を図ってはと思います。町長のお考えをお伺いいたします。

○関洋三議長 答弁、栗田町長。

○栗田町長 松下議員さんの2番目の質問、移住体験施設を考えてはにお答えいたします。

御存じのとおり、国が地方創生元年と位置づける本年度、地方に元気をということ、全国の自治体におきまして、その町の将来像を含め、総合戦略として、現在、検討・策定しているところでございます。本町におきましても、10月末をめどに鋭意検討しているところでございます。

既に東日本大震災以後、全国的に都市部から地方への人の流れができており、地方への移住者も増加の傾向にございます。

人の流れに関して、御存じのように、先進地と言われております徳島県や高知県の幾つかの自治体においても、地域おこし協力隊の制度を活用しながら地方へ移住者を呼び込むことに成功いたしております。

全国的な移住ブームの中で、移住者につきましては、リタイアされた方や地方で起業しようとする方々などさまざまでございます。本町にも移住を検討されている方からのお問い合わせもあり、地方へ移住することに対する意識の高さを伺わせております。

さて、本町の移住対策についてであります。まずは移住者の住むところを確保する必要があるということで、そのための地域資源である空き家の空き家バンク登録を進めております。

本町全域の空き家の状況については、平成25年度住宅・土地統計調査、これは推計となりますが、空き家数を730戸としております。しかしながら、家財の問題や相続の問題などさまざまな課題が多く、空き家バンクに登録していただける物件は少ないのが現状でございます。

町の広報誌による呼びかけや県の無料相談会などを通して、8月以降、相談・登録件数がふえ、8月だけで相談件数8件、登録3件となっております。まだ査定予定のものもあり、徐々にではありますが登録物件数が充実してきております。

御指摘の移住の体験施設ということでございますが、四国内においても高知県の幾つかの自治体は先進的に実施しており、空き家や滞在施設で1日から1年間の期間、その地域で生活・地域交流というお試し暮らしを経験して、滞在終了後に移住するかどうかを検討

するような形をとっております。

また、高知県の本山町においては、クラインガルテンと呼ばれる滞在型の市民農園施設を町が準備し、その施設で移住の体験後に、それをきっかけとして本山町に移り住んでいるというような例もございます。

移住者をふやす方策として、滞在型の移住お試し体験の制度についても、実施方法等検討してまいりたいと考えております。

ただ、現時点では、空き家バンクへの登録について強力に推進していきたいと考えておりますので、議員各位におかれましても御協力、御支援のほどよろしくお願い申し上げます。

○関洋三議長 再質問、松下議員。

○松下一美議員 今、町長から答弁もいただきましたが、人口減対策は全国どこの市町とも地方創生に向けて努力されているところでないかと思っております。

そしてまた、本町においても若者定住促進事業、住宅取得補助金制度、これとあわせて、できますれば、今、町長が言われましたように、空き家も何件か出ておるんだということではありますが、その中で、大きなリフォームをしなくてもいけるものから、できれば一つの施設の中でも移住体験をしていただくような、そういう考えは町長は持たれておるのかどうかお聞きいたします。

○関洋三議長 再答弁、栗田町長。

○栗田町長 松下議員さんの再質問にお答えいたします。

松下議員さん御指摘がありました、余り費用をかけなくても住める空き家で移住体験をしていただく、これは非常にありがたいことだと思っておりますので、それも含めて研究をしていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○関洋三議長 松下議員、2番目の質問を終わります。

一つ残しておりますが、ここで休憩をとらせていただきます。10時45分まで休憩いたします。

(藤田昌大議員退席 午前10時28分)

休憩 午前10時28分

再開 午前10時45分

○関洋三議長 それでは休憩を戻して、会議を再開いたします。

報告です。

執行部、福祉保険課長、川田正弘君、公務のため、かわって福祉保険課課長補佐、佐喜正司君が出席しておりますので報告します。

それでは続きまして、松下議員、3番目の質問を始めてください。

○松下一美議員 2番目の部分はちょっと最後のところで何しましたけど、若者の定住促進事業とあわせて移住体験施設についても町長は検討していただくということですので、3点目の質問に移りたいと思っております。

町立図書館の現状、そしてまた図書の更新状況についてをお伺いいたします。

年間実質でどれぐらいの費用がかかっているのかをお尋ねいたします。

そしてまた、町立図書館につきましては県下でも最新の施設と言われておるだけありまして、図書館利用カードにより貸し出し、返却等もＩＣによりスピーディーに処理がされており、利用しやすくなっております。

そしてまた、町外の方もカードをつくれれば、琴南、仲南支所はもとより、丸亀、善通寺、多度津、琴平の各図書館でも返却できるようになっており、町外の多くの方も利用されているところであります。

ただ、最近では法規、法令等がいろいろとかわりの年数が早く、施設が新しい割に更新がはかましているのではないかとのお声もお聞きいたしました。

時々、やはり図書におかれましては点検をされ、更新が必要でないかと思われませんが、どのようにされているかをお伺いいたします。

○関洋三議長 答弁、栗田町長。

○栗田町長 松下議員さんの、町立図書館の現状、図書の更新状況を問うという質問に答えいたします。

まんのう町立図書館は満濃中学校ＰＦＩ事業において建設がなされ、そのＰＦＩ事業として運営がなされております。

一昨年６月の開館以来、来館者数は１８万人を超え、貸出冊数は昨年度で１３万３０８冊であり、町民一人当たりの貸出冊数は６．６８冊でございます。全国の国民一人当たりの貸出冊数５．４冊、香川県の県民一人当たりの６．１７冊と比較しても高い数字を示しており、図書館といたしましては順調に運営がなされているものと考えております。

本図書館の蔵書につきましては、現在、４万６，０００冊であり、３年後には６万冊を備える予定でございます。その後におきましては、毎年約３，０００冊を購入する予定としており、約５００万円を充てていく予定でございます。

また、電子書籍につきましても毎年購入しております。なお、この費用につきましては、ＰＦＩ事業契約に含まれております。これら新たに購入する図書につきましては、まんのう町立図書館資料収集基準にのっとり選定を行っております。

次に、法令、法規等の改定に即した図書についてでございますが、現在、本町図書館においては、生活に密着した法律等に関する資料といたしましては、一般書として配架しており、専門書としての配架はほとんどございません。

松下議員さん御質問のとおり、さまざまな法律等に関して毎年改定等が多岐にわたり行われており、それらの全てを蔵書とすることは費用対効果の面からも得策ではないと考えております。法律等に限らず、専門的なニーズへの対応は、レファレンス対応、または県立図書館等との相互貸借により対応いたしております。

今後も、町立図書館に関しましては、モニタリング等を通じ利用者が快く利用できるような運営を行っていきたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと思っております。

○**関洋三議長** 再質問、松下議員。

○**松下一美議員** 町長の明快な数値等をお聞きいたしました。今、町立図書館においては4万6,000冊、そしてまた宇多津のユープラザにおきましては7万8,000冊と言われておりますが、私も数字にこだわるわけではありませんけど、やはり内容というもの的大事でないかと思っております。

そういう中で、DVDにいたしましては1回につき1巻しかお借りできないということでもあります。そういう中で、やはり10巻とか12巻とかある中であれば、1巻ずつお借りするというのもどうかと思うんですけど、できましたら二、三巻は欲しいという声もありますので、そこら辺も含めまして、もしよければ答弁いただけたらと思います。

○**関洋三議長** 担当課として社会教育課、長森課長、答弁。

○**長森社会教育課長** 松下議員さんの御質問にお答えいたします。

ただいまのDVD1人1点ということでございますが、まんのう町図書館に関連して条例規則を制定しております。その規則、まんのう町図書館規則第8条4項の中で、個人貸し出しできる資料の数は10点以内とし、このうちDVD及びネット配信による視聴機等については各1点とするとなっております。質問にありますDVDの貸出件数ですが、規則改正も伴いますということで、実情も踏まえまして、まんのう町では図書館協議会もございまして、その中で協議して諮ってまいりたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○**関洋三議長** 再質問、松下議員。

○**松下一美議員** 今、答弁の中ではありましたが、やはりリクエストをすれば、その分に必要な書籍はそろえてくれるようにもなっておりますし、また、その中で読書通帳というのがありまして、大人の場合は250円でありますけど、自分が読んだ本の今までの分が通帳のように打ち込んでいただけるようにもなっております。いずれにいたしましても、今後とも充実を図っていただくことをお願いいたしまして、質問を終わらせていただきます。

○**関洋三議長** 以上で、11番、松下議員の発言は終わりました。

引き続き一般質問の通告がありますので、これを許可いたします。

12番、三好勝利君、準備ができましたら、1番目の質問から始めてください。

○**三好勝利議員** やっと順番が来ました。私は、毎度毎度、申しますように、非常にわかりやすい簡単な質問で、やるかやらないかは執行部側の判断です。

まず、1点目は商品券について、2番目といたしまして消防団員の制服について、3番目は、今、いろいろ話題となっております公共工事事業の発注について何か感じることはないかという簡単なものでございます。

まず、1点目の商品券（プレミアム券）についてお尋ねします。

まず、町長にお尋ねするのは、この販売方法は担当課長です。今、はがきで募集して、つい最近ですけど、それで余ったから7月にやって、それからまた、つい最近やりました。

私も2回目は、はがきで買ってますから買いません。3回目をフリーでやっと買えました。そういう中で、販売方法をまず1点目。

それから2番目として、町のためか、町民のためか、小売店のためか、商工会のためか、誰のためかをはっきり明確に答えてください。町のためか、町民のためか、小売店のためか、商工会のためか、農協を外しとるわけですから、これを十分に判断して、町長、トップの責任者として、まずこれを答えてください。

○関洋三議長 答弁、栗田町長。

○栗田町長 三好勝利議員さんの質問にお答えします。

商品券（プレミアム）についてでございます。商品券の販売方法についてと、町のためか、町民のためか、小売店のためか、商工会のためかとの御質問についてお答えいたします。

今回のプレミアム商品券はもちろん町民の皆様のために発行しており、御利用いただけるようにと発売いたしました。

ことしのプレミアム商品券と去年までのプレミアム商品券はやや趣が違っております。今回のプレミアム商品券につきましては、地域住民生活等緊急支援のための交付金事業で実施しており、要綱・要領につきましても、まち・ひと・しごと創生本部事務局が作成いたしました参照資料に基づいております。

この資料によりますと、目的としては、市区町村に所在し、地域振興に貢献する商店等において共通して使用できるプレミアムつき商品券を発行することにより、地元消費の拡大、地域経済の活性化に資することとなっております。

また、昨年までのプレミアム商品券につきましては、まんのう町商品券条例により実施いたしております。

条例の第1条に目的が記されていますように、この条例は町が行う商品券発行事業に関し必要な事項を定め、地域中小工業の振興及び活性化に寄与するとともに、町内における消費拡大を促すこととする、となっております。どうぞよろしく願いいたします。

○関洋三議長 再質問、三好勝利君。

○三好勝利議員 もう少し詳しく説明いただかないと、余りにもざっとして簡単で、やっぱりこの商品券について町自体は余り関心を持っていない。ただ世間がやっとなるから、うちは先駆けてやっとな。今回はプレミアムは2割、多いところは3割ついてます。これもやっぱり現政権のいい格好でもないけど、短期間にやって、ばらまいて、ばらまき行政だと言っております。

そういう中で、例えば食料品だったら短期間に消費しますけど、洗剤とか生活物資においては、この期間に、ばさっと2年分ぐらい買っておこうかと。それを安売りをやっておる小売店で2年分買えば相当の金額、2,000円のプレミアムがついてますから、大体4割ぐらい安くなります。それはわかります。

ただ、そういう町民のため、町のためだったら、失礼な言い方ですけど、町長はやっぱ

り激戦を交わして我々町民が選んだ町長。みんなも仏の栗田と言われて、温和な顔をして、性格で、私もそれは認めます。それだったら、あくせくして稼いだ金の1万円、1万2,000円、以前だったら1万1,000円です。その1,000円、2,000円のプラスアルファはわかります。年金をもらった高齢者、我々が一生懸命働いた1万円の現金を、会社ならともかく、行政が取り上げるんですよ、期限が来れば。こんなのはある国か、以前の織田信長ぐらいですよ。もし気がついておれば、例えば1万円の手数料が何ぼかいるんだったら、ペナルティーとしてその手数料は差引きますよと。1万円で2,000円の手数料だったら8,000円、8,000円は現金ではだめだと。次の商品券に変えてやる。3回変えれば大体なくなるわけですから。それをやっぱり完全に没収してしまうというんで、非常に弊害が出ておるし、町民の間から意見も出ておるし、ひょっとして出てなければ、私一人かもしれません。私も2回ほどどうっかりミスでペアになりました。貴重な金を町にとられたんです。発行した責任者は町ですから。産業経済課課長、4月からこっちやけど覚えとってよ。そういう過酷なことを行政が知らん顔をして、忘れたきん、おまえが悪いんじゃないかと。ある方は、それやったら買わんでええじゃないかと。そういう卑劣な考えは、回数を重ねて弊害が出れば、やはり改良すべきじゃないかなと。

それと今回のようにわずか半年で、ほらほらほらほらでやって、どれだけの経済効果ができたかと。ある解説者から言わすと、食料品だったら、前にも言ったように、1週間とか3日ぐらいしか買えんけど、いろんな生活物資やったら2年分ばつと買い込むと。そして後は売れない。消費税の前の駆け込み寺と同じなんです。ほんなら何のためにやっとなるかといったら、目先の結局ばらまきだけで、それは全て税金です。ですから町外から商品券を買いに来る、それは結構です。隣の町なんかでも買いに来ました。買いに行けば、大手スーパーは使えるけど、本町は使わせないと。これは非常にやっぱり町も商工会も私は立派だと思います。大手に使わせたら、全てそこへ行ってしまいます。

高松なんかははっきり言いますと、大手向けの商品券は競争倍率があって、物すごい奪い合いになったと。ただ、小売店の場合は4割残ったと。我々の地区もやはり売れ残りが出るということは、地域に魅力がないから売れ残りが出るんです。それを商工会とか町の関係者が指導して、改善して、繁栄するのが私は責務でないかと思っておりますけど、間違っておったら言ってください。そななんは、個人で勝手にやれというんだったら、我々の地区にも個人商店で本当に家族中で頑張っておるところがあります。立派なもんだと思います。地域の生活安定のため本当に犠牲にして頑張っております。そういう方もおられますし、全部いろいろ一遍に言ったらわからないですから、その点について、町長、例えば1万円の1万2,000円、2,000円はプラスアルファですから仕方ありません。ただし1万円の原資というのは、あくせくして一生懸命働いた金なんです。ただ期間が来たから全部取り上げるという、本当に戦国の武将か、今、叫ばれてクローズアップしている隣の国、申し上げにくいですけど、そういうふうな政策をやるのか、この辺で方向転換して、やはりうっかりして忘れた場合は、最小限の手数料は差し引きますよ、ただし次の

商品券を変えてあげましょうというような、プランクな気持ちの温かいシステムを考えたどうかというのは、担当課長もそうやから、町長も一応、ちょっとそれをお答えください。そない、ばかげたことを言うなというんだったら、私はまた次の方法を考えますから。

○関洋三議長 再答弁、栗田町長。

○栗田町長 三好議員さんの、有効期限が過ぎた商品券の引きかえについての御質問にお答えいたします。

今回、発行いたしておりますプレミアム商品券については、総務省の、まち・ひと・しごと創生推進本部事務局からの、地域住民生活等緊急支援のための交付金事業参照資料において、使用期間は商品券発行から6カ月以内を基本とし、期限後は無効とするとなっております。また、昨年までの商品券についても、商品券発効の日から1年とし、有効期限を過ぎたものは無効とするとなっておりますので、大変申しわけありませんが、現在のところは期間内の御使用を重ねてお願い申し上げたと思います。

つきましては、ホームページや広報、行政告知放送などを使い、有効期限が間近であること等の情報をしっかり発信してまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りますようお願い申し上げます。

○関洋三議長 再質問、三好勝利議員。

○三好勝利議員 わかりました。国、県、町もそういう考えです。ですから投票の云々いったって、やっぱりそういう政治家が活躍するところには投票はしたくないという、パーセンテージが低いでしょうが。やっぱりその辺は住民のことを考えて、住民があくせくした金を、幾ら規約に載っとるからといって、全部取り上げるというんじゃないで、よそが出んのやったら、うちの町だけでも、せめて、幾らかかかっておるのか知りませんよ、1万円の商品券に、委託しておるわけですから。ぜひとも考え直していただいて、それが嫌だったら買うなということで、初めからもうちちょっと宣伝をしてください。発売するけど、町は絶対にできんから、それやったら買う人はやめてくれとはっきり言ってください。それで結構です。

それと次は、小売店のためかというんで、小売店のためもと町長に助言をいただいております。

では申します。商品券を持って行って、はい、ありがとうございますと売る。大手は何万とか、何千円とかだっただいいけど、500円、800円だとつり銭が出ない。ほんならやめようかと。ほんなら結局小売店はどうなるんですかと。せめて800円だったら、あと300円出して、1,100円にして100円買ってくれと言ってます。それも一つの方法でしょう。それが嫌なら買いに行くなと。だったら小売店泣かせで、小売店潰しじゃないですか。小売店の活性化のためやったら、もっともっと商工会も一生懸命になって、商売人のため、農協は農家のために一生懸命にやるのが団体の責務でしょうが。ただ、金に力を申して、組織の力で弱いもんをいじめて、農家でも零細企業をほっといて、こんな組織のうちにならなんでしょう、はっきり言って。その辺で、我々はやっぱり犠牲になる

ものは犠牲になって、声を大にして叫ばないと、小さいものはたまらんですよ。よく聞いてくださいよ、本当に。

私は、やっぱりきのうも誰か議員が言ったように、住民の代表でここに座っておるわけです。住民が泣いておることは、一つでも二つでも改善するのが我々の責務だと思っておりますから。何回もできますから、その点についてどうぞお願いします。

○関洋三議長 答弁、栗田町長。

○栗田町長 三好議員さんの再質問にお答えいたします。

商品券の引きかえ期限についてでございますが、三好議員さんおっしゃることも重々よく心情としてわかります。法律の問題とか近隣市町村の状況とか十分検討していきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○三好勝利議員 これはちょっと法律ないですから。

○関洋三議長 再質問、三好勝利議員。

○三好勝利議員 法律、法律で、けさも言った、きのうも言った、条例、条例で縛るんでなくて、法律じゃないじゃないですか、これ。小売店の場合は、私が言うのは、持って来てもらったらありがた迷惑やと。ほんなら町は何のために発行して助成金をつけとんやと。よう考えてみいと。そのわずかな券が何枚かたまったら、商工会へ持って行かないかん。誰が持って行くんですか。じいさん、ばあさんしかおらん小売店は。泣いてるんですよ、これ。それでは小売店を泣かしてまで商品券を発行するんかと。そういう事例もできとるんです。

それと次に行きますけど、つり銭が出ないと。ある商店が、まんのう町でも名前は申しませんが、以前は1,300円買っても、2,000円出すと、700円の釣りをくれよりました。何で出んのですか。当局から指導されましたと。そなな、つり銭出しとるところまでかみ込んでいって指導せんでもいいんですよ。お客さんのために、やっぱり利便性を通して、また、そのつり銭700円でまた今度買いにきてくださいと、また行きますがな。それをカットしとるんです。どうしたんですと言われたと。そこらへんも全部調べとるんやから、町長、首かしげんでいいですよ。そういう弱いもん泣かせの政治、国も県も、町だけはせめて弱いもんを泣かさんように今までやってきとるわけですから、ぜひとも、これで商品券をやっと持って行ったら、約二月かかるそうですよ、換金するのに。それやったら、私が言う持論は、1,000円の商品券で900何ぼだったら10円のばら銭はつり銭を出すように統一する。わかります。1,000円の券で、町長は商品券買って買い物したことないからわからん。だからガソリンなんかを入れる場合は、3,000円やったら3,000円の金券を出して、3,000円だけ入れてくださいといたらコンピュータでぱっと出る。ほかの豆腐を3,000円くださいといってもそうはいかんです。切って売るわけじゃなし、野菜も。うどんを3,000円くださいといたって、ちょうど計算ができん場合があります。ですからその場合に、1,000円で、九百何ぼで10円のばら銭やったらつり銭も可能というような、つり銭を出したらいかん、あれは

したらいかん、これはしたらいかん、弱肉強食みたいな言葉は、やっぱり町長さん、もうそろそろやめてくださいよ。小売店泣かせのためにやっとなるんじゃないでしょ、これ。町の活性化だから、町のためか、町民のためか、小売店のためか、商工会のためにやっとなるかと私聞いたでしょ。全てのためやったら小売店も入ってますがな。みんな泣いてますよ。ありがた迷惑やと、持って来てくれたら。かといって、商品券を持ってきて、うちは使えませんとは言えんと、お得意さんが持って来たら。つり銭は出せん。たまたま九百何ぼで、私もこの前、2万幾らをあるところで買い物しましたけど、名前は言えませんが、そしたら2万円の金券出したら、20枚出したら1万9千何ぼになりました。つり銭は出せませんと。それやったらあと何ぼか買うわとって、ちょっと買って、2万円と100円を。いや本当に。私はそういうふうな買い物をして、小売店と密接に会話を交えとるわけですから。

ただし、どこやの町みたいに、西のほうも三豊も観音寺もほとんどフリーにやっとなると。うちがフリーやってみたら、ほとんど小売店には来んですよ。それやったら、小売店の保護とか零細企業を保護するいい格好でばっかりでいうんでなくして、うちは現に大手スーパーが2軒ありますけど、それはカットしとる。これは立派なもんやと思います。なかなかできんことやと思います。

それこそきのうの憲法でやかましい言いよったかしれんけど、こんなときに憲法が要るんですよ。住民税納めて、税金納めて、固定資産納めとるとか、あそこは使わせて、ここは使わさんと、税金を利用した金を。それこそ憲法違反になりますよ。そういうときに、つまらんことで憲法やなんか言わんと、肝心なところで言うんですよ、はっきり言って。よう我慢してもらっと思えます。あそこと全部2軒やってみなさい。ほとんど行きますわ。

ですから、そういうことの弊害を、やっぱり何回かやったら、そろそろなくす。それで、今度、担当課長も4月からなって、4、5、6、7、8ですか。まだ四、五カ月ですから経験が浅い、初めての部署やから。課長補佐でおって課長に上がったんやったらいいけど、別の部署からぽっと来たわけですから、大変だったと思います。

産業経済課やったらイノシシの心配もせないかん、原油のあれもせないかん、減反もせないかん、祭りもせないかん、盆踊りもせないかん、ちょうさのかきくらべと大変ですよ、本当に、あれだけの人数で。

やっぱり、きのう、ある議員が言いよったように、子供の分の部署もある程度絞ってやらんと、あれもこれもと、今、来たら祭りのこと、次に来たらイノシシやどうぞしてくれ、次が来たら商品券やと。頭の回転がこんがらがりますよ。それでもやっぱり辛抱してやってくれてます。今度も最終的にやって、うまいこと完売になりました。よかったと思えます。これは非常に頭も悩ましたと思えますけど、何回も私も話しに行って聞きました。ところがそういうところで、何とか金券の、極端に言ったら没収で、あくせくしてえらい目した金を、国や県や町は取り上げるんじゃないでして、税金をとるのは利益が出た分から税

金でこれはしようがない。それと国保税もそう。それと住民税も均等割から全て決まっています。ただし、こういうふうな商品券のあくせくした金を、規定に書いてあるから100%取り上げるというのは、もうそろそろやっぱり合議して考えてみてください。

〔「どこへ回ったんやろな」と呼ぶ者あり〕

○三好勝利議員 ですから、そこら辺は、町長さん、それとつり銭を、例えば900円以上だったら、ばら銭やったら認めるとか、ある2軒はやっとったけど、当局のあれによってできんようになりましたと。うちはしたいんですけど、できんようになりましたと言っていました。それについて、もう時間が、さっきの人が20分ぐらい残しとったから、全部くれたらいいんですけど、そうもいかないので、その点を、町長、今度は簡単でいいですから、そのようなのは毛頭ないということでも結構です。

○関洋三議長 再答弁、栗田町長。

○栗田町長 商品券につきましては、今後、商工会、また小売店、また町民の皆さん方の声も十分聞いて、町民がよりよい使いやすい商品券にしていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○関洋三議長 再質問、三好勝利議員。

○三好勝利議員 それと参考のために言っときます。今、温泉バスやっ取るでしょ、余談になりますけど。これは乗ったお客さんも喜んどるし、運転手も適当な小遣いになって喜んどるし、温泉も来てくれて、年寄りも金持つとるから、昼間、御飯食べて、ビール飲んで、帰りにお土産も買って帰る。3人が喜んどるからスムーズにいくんですよ、これ。町だけが喜んだら絶対に怒りますよ、これ。これはいいシステムですよ。香川県でもようけないんですよ。

仲南地区は一番に初めてそろそろ20年になりますけど、無料で送迎して、温泉の料金を払ってもらって、昼御飯を食べてもらって、1杯飲んでもらって、お土産を買ってもらって、温泉の売り上げ、運転手もいい、町もいい、3者がいいからこれは続くんですよ。そういう商品券も、3者がやっぱり喜ぶような方法をぜひとも考えてください。できんことないですよ、これ。憲法の枠内ですから、はっきり言いますが、ぜひともお願いしておきます。

それと、町長の答弁をいただいたんですから、あとは担当課長のほうやと思うんやけど、10万円という大きな金額じゃなくて、最初はやっぱり5万円ぐらいで幅広く当たるように。例えば5人家族、親せきでも言って、10人でやったら100万円買えるんや、これ。100万円やったら車を買える、一発。こんなもん1人が100万円使ったんでは相乗効果はない、1軒の店だけで。それをやっぱり何十人、40人、50人というふうに寄って、いろんな店が相乗効果になるんですから。その辺はやっぱり、そら後ろにもおりますけど、怒るか知らんけど、そういう最高に一発使う場合は、やっぱり期限を切らんと、我々の貧乏人にはたまらんですよ、毎日の生活しとるんですから。貴重な金ですから。絶対にこれは続けていただくし、そんなもんやったら買わんでええがという人もあります。私1人で

もかまんです。私1人の意見かもわからんけど、私はみんなに聞いてますから、小売店の方もありがた迷惑やと。せっかく税金を使って一生懸命に販売して、並んで買って、挙句の果てがありがた迷惑で、こんなにばかげたことないですよ。温泉のように、温泉も喜ぶ、バスも喜ぶ、町民も喜ぶ、3者が喜んだら一番いいんじゃないですか。それをぜひともお願いしておきます。返答は結構です。町長、うなずいとるから、ぜひこれも守ってください。できんことはないです、これは。法律違反でもないですから。町長と担当課長と商工会がやろうと思えばやれますから。別に余分に金出せというんと違いますから。

それでは、これで1点目を終わります。

○関洋三議長 これで、三好議員、1番目の質問を終わらして、三好勝利議員の2番目の質問に入ってください。

○三好勝利議員 これ2番目のをちょっと聞いてみますと、なかなか面倒なと、初めからそんなこと言ったら失礼ですけど、消防団員の制服について何か感じることはないか。制服に魅力をもたらす、予算面もあるけど。銀行でも会社でも制服で、それからある私立の学校なんかも、昔は通り一遍だったけど、最近はいいい制服だと5万円、7万円、8万円、10万円としてます。その制服によって生徒が集まってくる、そういう時代なんですから。

我々の消防団も、いや地区で何とか順番で、地域の災害のためやから、地域でボランティアでみんなしてくれたらええがというのも一つの方法やけど、最近、マスコミなんかの討論は、東京のほうなんかでも、やはり消防団員が集まらない。ひとつ魅力をもたらしたらどうやと、消防団に。ただし、魅力はええから、平日に遊びに行くのに消防団の服を着てくれなよというぐらいの、すばらしい若いもんが喜ぶような制服を考えてはどうかというのが私の発案です。

これは、恐らく中央政府とか云々、またかたい役人が、世間のわからん人がいっぱいおります。頭はええけど常識のわからん人間がようけおります。そんなことしたら、また地方泣かせで、医療費の問題でカットするとか、この商品券なんかも、総務省が、そんなまんのう町勝手なことするんやったらカットするぞという人がおるかもわからん。それはそれでいいじゃないですか。

町長は、私がいつも言うように、まんのう町民が選んだ町長ですから、総務省に選ばれてるんじゃない。県庁で選ばれた町長と違いますから、それは覚えておいてくださいよ、何回も言うけど。

ですから、その制服について、何か発案はないか、こんなことはばかげたこと言うなんて、それは簡単ですから、ちょっと答えてください。

○関洋三議長 答弁、栗田町長。

○栗田町長 三好議員さんの2番目の質問、消防団員の制服についての質問にお答えいたします。

消防団員の制服につきましては、消防組織法の規定に基づき、その色や形状及び階級章などが規定されており、まんのう町はもとより、他の自治体の消防団についても、この規

定に基づき制服や作業服等の備品が整備されているところでございます。

このことにより、消防団は全国的に組織されており、他国に例を見ない大規模な消防・防災組織となっており、日々、地域住民の安全のために活動しているところでございます。

しかしながら、近年、少子高齢化や勤務形態の変化から、消防団は全国的に減少傾向にあり、団員の確保に苦勞をしているところも数多く存在することから、団員確保のためにさまざまな取り組みがなされておるところでございます。

まんのう町においては、幸いなことに消防団の定員407名に対し391名の団員を有しており、定員は下回っているものの、県下の町では最大規模であります。これひとえに各団員の地域愛がなせるものであり、大変誇らしいことでございます。

三好勝利議員さんの提案は、住民の関心を高める上で興味深いアイデアであると思います。しかしながら、消防組織法の規定により、現状では消防団の制服の更新は大変難しいと考えております。

つきましては、団員確保のための取り組みの一つとして、消防団員やその家族等に対し県内の商工業の事業者が各種有利なサービスを提供する消防団員応援制度の開始に向けた協力事業所の募集を香川県も巻き込んで積極的に取り組んでいることをお伝えいたしたいと思っております。

また、三好議員の消防団への熱き思いは団員一同大変心強く感じていることと察します。

今後とも、地域住民の安心安全はもとより、団員確保のための取り組みの強化や、団員にとっても魅力のある消防団員制度を推進してまいりますので、引き続き、本町の安心と安全のかなめとなっております消防団に対しまして、温かい御理解と御協力をお願い申し上げます。

○関洋三議長 再質問、三好勝利議員。

○三好勝利議員 制服については非常にしがらみがあると思っておりますけど、南部消防なんかの広域消防にいたしましても、以前、数十年前から比べると、本当に服は変わってます。

それと消防団においては、福島原発で災害があって、東京の消防庁が行ったときに、国のトップの総理大臣が命令したら、東京都知事がかんかんになって怒ったよ。おまえには自衛隊の指揮官は権限はあるけど、東京都の消防の権限はわしにあるんじゃないと、石原知事、立派な知事なんですよ。だからあれで物すごい消防団員が動いたんですよ。

今も町長はトップとして、消防団員に対する熱い心、これは本当にありがたいと思います。一番大事な組織です、これは。いざとなれば、山の中、水の中へ行ってもらわねえから、そうでしょ。

ですから、なかなか難しいかもわからんけど、消防庁、それから総務省の云々はあるでしょう。せめて我が町だけでも、400名の中で391名、これだけの団員がおられるわけですから。夜中でも、我々、寝とっても、サイレンが鳴って、何かあったら分団において、はっぴ着て行動に出てくれるわけですから、これほどありがたいものないですよ。これがまた地域を支えて、地域に残っていくわけですから。

消防団員で高松に住んどって、まんのう町の消防団員、ほらほら来とったら終わりますがな。皆さん近所で生活してやっていただいて、中堅クラスですから、将来、町を背負って立つ。ですから、町長の熱い気持ちは十分わかりますから、ぜひとも部分的に改造できる点はより以上にぜひともお願いしておきます。喜んで、団員になってよかったと、町もこういうふうな考えを持って、地域住民も我々も団員の活動に対して本当に関心を持って敬意を表して守つとるするいうんだったら、やはり過去にもあります。水害があって、分団長の家の中に水が流れてほかは流れてない。何しょんのい。いや、これは私は分団長で家をほっといてほかの部分やる。消防団長のビニールハウスなんか水がごうごう中へ流れてもた。それはほっといて、奥さんと子供がやつとる。団長は役場の本部で指揮をとつとる。こういう立派な方がおいでるんですよ、使命感のある方が、本当に。ですからそういう点に対しては予算配分、いろいろ金が要ると思いますけど、ぜひとも、今も言いよった町長の姿勢で、より以上に接していただきたいと思います。それでオーケーですね。町長、うなずいておりますから返事は結構、時間がないから。

○関洋三議長 そしたら2番目の質問を終わります。

続いて、三好勝利議員、3番目の質問を許可いたします。

○三好勝利議員 2時間ぐらいくれたらゆっくり言えるんやけど、30分やったら。

○関洋三議長 あと7分です。 (白川年男議員退席 午前11時22分)

○三好勝利議員 町の公共工事の発注について、何か感じることはないかということです。何も感じんのやったら、感じんで結構です。一部の業者の重複が問われておる。強いものが競争でとって、これは入札ですから法的には違反はないでしょう。法的に問題がないから、それでいいじゃないかと。今回、これは合併してからも三、四回ぐらい質問しとると思います。ということは、ある程度の業者がとって、二つ現場持つとるけど、次もとる。ほんで手に合わんから下請に出す。下請だったら、やっぱり例えば1,000万円の工事を700万円か600万円ぐらいでやる。下請もやっぱり油代も稼がないかん、人件費も稼がないかん、泣く泣くでもやるというような弊害が一部に起きておると聞いておりますけど、そういうようなばかげたことは絶対本町ではないと言明できるかどうか、それを町長お願いします。

○関洋三議長 答弁、栗田町長。

○栗田町長 三好勝利議員さんの、町の公共工事発注についての御質問にお答えいたします。

地方自治法では、売買、貸借、請負その他の契約は、一般競争入札、指名競争入札、随意契約またはせり売りの方法により締結するものとなっております。

地方公共団体の調達につきましては、最も競争性、透明性、経済性等にすぐれた一般競争入札を原則とされていますが、地方自治法施行令では、入札に参加する者の資格要件について、事業所所在地要件、いわゆる地域要件として定めることを認めることとなっております。

町の発注する公共工事につきましては、できる限り町内に建設業法上の主たる営業所を有する業者を指名または条件つき一般競争入札等により行っております。

また、公共工事の発注につきましては、業者の受注状況及び技術者数等を勘案し、公平な発注となるよう努めていますので、よろしく願いたいと思います。

○関洋三議長 再質問、三好勝利議員。 (白川年男議員着席 午前11時26分)

○三好勝利議員 私が聞いとると、町長さんの答弁は少し違うような気がするんですけど、これは我々は指名権もないし、発注権もない。あの工事をしてくれというて産業経済課長にもお願いして、何とかおくれればせながらやっておりますし、つい最近、丸亀三好線においてでも、あるところの工事がやっと地権者がオーケーしておるのに、3年も4年も延びとるところがあります。一部は県がオーケーしても、地権者と話がついてない、それはわかりますよ。地権者の話もオーケーが出とるのに、3年も4年も待たすというのは県の怠慢ですよ、はっきり言って。ですからそういうのは、手が合わんから順番を待って、そこにやらせて、結局は下請をつけて、下請をねじ上げて、悪い言葉ですけど、下請にやらせて、自分はぬくぬくとしとる。三つ寄ったら、2,000万円ずつの6,000万円ありますがな、手つかずで。そういうことをせずに、やはり3,000万円の工事やったら、1,000万円ずつにできるもんやったら分割して、若いもんが何とか町で独立して将来やっていこうかと。そういう若いもんも4人も5人も使っておれば、子供もおるし、幼稚園の子供もおるし、じいさん、ばあさんも家族で一緒におるわけですから、大きなところだけが全部が生活しよると違う。小さい業者もやっぱり一生懸命やって、町のため、将来のため、若者定住と住宅でも金出しよるでしょうが。これは何のための若者定住ですか。片方ではやって、片方ではやらんと、ざるからぶれて、やっぱりその辺は、町長さん、しゃんとしてもらわないかん。そんなことも言う人少ないでしょ。私が犠牲になって言います。私も長い間、議員させてもらってますから。長い間の経験積んでおりますから、そういう中で、ぜひともお願いして、この競争入札をとったから、その後のことは指導できないのはわかりますよ。それは間接的に、暗黙のうちに、昔みたいに指名競争をやって、今、自由競争でしょ。指名で3社やったら3社、そういう業者は選ばんかったらいいんですよ。今ごろはどっちかといったら業者のほうのがいなん。発注する者よりか業者のほうのがいなん。金払うもんか受けるもんかやったら、金払うもんがやっぱり強ならないかんでしょ、さっきの商品券と同じで。そうならないかんのですよ。ぜひとも町長さん、今後、そういう点をできるかできないか。できんといったら、今、頑張っって、若いもんが企業を起こして、将来やろうかと思うものはまんのう町から出ていきます。はっきり言ってください。

○関洋三議長 再答弁、栗田町長。

○栗田町長 三好議員さんの再質問にお答えいたしたいと思います。

先ほども申しましたように、町が発注しております公共工事の発注につきましては、業者のそれぞれの手持ち工事といたしますか、需給状況及びそれぞれの会社の規模がございま

すので、技術者数等々を勘案して、公平公正な発注となるよう、今後もと努めてまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○関洋三議長 再質問、三好勝利君。

○三好勝利議員 ただ、町長、全てをとというのは勘違いせんようにしてくださいよ。例えば、A、B、Cにランク分けとる、これ。分けんといかんわ。Aクラスはそれの重機と経験を持つとる。Bはそれだけの経験を持つとる。Cクラスはユンボ1台か、わずかダンプ1台で二、三人しかおらん。その人に1億円の発注したってできんですよ。そんなばかなことは言ってないんですよ。だから、例えば1億円の工事を発注する場合に、一括じゃなくして、小刻みにやって、若いものにも何とか分け与えて、将来、まんのう町に住んでよかったと。将来はやっぱり活性化になって、のし上がっていかうかと。土木業界は何でも初めから一足飛びになってないですよ。

はっきり言いましょうか。ある地区は旅館でやったと。旅館の案内をもらたと、組合から。席がなかったというんですよ、案内もろて。おまえそこらへ座つとれと。そういうことをやって、いじめて、業界が、それが、今、一番大きいになって、ほかのはみんな潰れかけとる。罰が当たるんですよ、こんなものは、いずれ、はっきり言って。名前は言いませんよ。その社長いわく、いよいよつらかったと。案内状がなくて座布団がなかった。お膳もなかった。ただ全然食べとらんと、酒を注いで歩いたと。そういうのが3回ぐらい続いたと。よし見とけと。必ずのし上がってやるというんで頑張ったそうです、はっきり言って。

だからそういうことは極端だけど、そういうことのないように、町からやっぱり若い者が育つように、町営住宅に何ぼあれも、若者の定住対策で150万円の補助金つけたり、定住対策言いよったでしょうが。定住対策やったら総合的にやっぱり見て、定住対策をやってやらないかんのですよ、弱肉強食にならんように。そのかわり、大手がとって、次に回しても、そこそこの範囲でやってやらないかんといったら、ある方の言ったのを私の友達が聞いたら、そんなんやったら下請とらんでええのじゃがと。とるのは勝手じゃがと。合わなんだから行かなんたらええんじゃがという人もおる。ただし、泣く泣くでも油代と、その月の給料を全額払えんでも、200万円いったら、せめて170万円でもそれで稼いで、あとの30万円を何とか待ってもらおうというようなことも聞いております。それをやっぱり育ててやるのが、我々行政の責務だと思いますから、ぜひとも町長さん、町長は自分で直接会社持つとるからようわかると思いますから、ぜひともお願いします。

○関洋三議長 再答弁、栗田町長。

○栗田町長 三好議員さんの質問にお答えいたします。

町内で事業所があられる町内の地場産業の育成ということは非常に重要でございます。町の発注におきましても、三好議員さん御指摘のありましたように、それぞれランクがございますが、全体的に平等になるようなこともいろいろ配慮をいたしておりますが、工事等によって分割できないようなものもありますが、できるだけ町内の皆様方に公平に当た

るように、今後とも努力してまいりたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

○関洋三議長 再質問、三好勝利議員。

○三好勝利議員 もうあと時間が余りないですけど、本当にこれも規定は規定ですから、我々が決めたわけですからしょうがないです。町長さんのやっぱりそういう熱い熱意をこれで3回ぐらい聞きました。ぜひとも実行していただいて、若い者がやはりよそからまんのう町へ入ってきて、何か商売を始めようかと。公共企業でなくてもうどん屋でも喫茶店でも何でもいいじゃないですか。やってやろうかというような雰囲気づくりを、私はぜひともお願いしておきます。

最近、聞いてみますと、まんのう町へ企業進出したいという方が、たくさんおいでるそうです、本当に。やっぱりそれは我々としてもうれしいです。まんのう町の道路やったら通りたくもないわというんでなくして、まんのう町へ何とか行ってみたいと、いろいろな行事やとるんで。ぜひとも町長さん、私の栗田と言われておるんですから、その辺は十分考慮していただいて、みんなが言ってますから、私も言ってますから、ぜひともお願いします。最後の決意をもう一つ、もう時間がありませんから。

○関洋三議長 答弁、栗田町長。

○栗田町長 三好議員さんの質問にお答えします。

まんのう町民が喜んでいただけるような、また、まんのう町内の業者が喜んでいただけるような町政運営をしていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○関洋三議長 以上で、12番、三好勝利君の発言は終わりました。

ここで休憩をとります。午後1時まで休憩といたします。

(白川年男議員退席 午前11時34分)

休憩 午前11時34分

再開 午後1時00分

(藤田昌大議員着席 午後1時00分)

○関洋三議長 休憩を戻して、会議を再開いたします。

引き続き一般質問の通告がありますので、これを許可します。

5番、三好郁雄君、1番目の質問を許可します。(合田正夫議員退席 午後1時01分)

○三好郁雄議員 ただいま議長より通告の許可をいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

2点ほどですが、1件は中寺廃寺跡を見直してはどうかということと、美霞洞温泉周辺の環境についてでございます。

私、冒頭しゃべりにくい点がちょっとできたんで、お断り申し上げないかんことがあるんで、ちょっとしゃべりにくいところがあると思うんです。御了承いただきます。

最初の中寺廃寺を見直してはどうかについての本題ですが、ちょっと遠回りして、周辺の景観を大事にするという意味で、中寺の頂上付近は、遠くは剣山から、遠方は本州のほ

うまで天気のいい日は見えるんで、こういうふうな環境をまず大事にせないかんということ、満濃池の公園とか天文台を、まず今の大川の上がり口にある天文台ができとるんですが、その天文台だけというんでなく、中寺も含めてのこれからの環境を大事にするということで、いろいろと、きょうもテレビ見よったら四国八十八カ所の遍路を世界遺産にするということで、きょう、ちょっとその申告に知事も行っったんですが、その話が、けさ、ちょっとテレビで出よったんですが、私もこういうふうな寺はやっぱり大事にせないかんと思うんで、そういうことをまず一番に考えてもらわないかん。

(合田正夫議員着席 午後1時03分)

それで本題に入りますが、中寺の廃寺跡に行く道路ですが、この道路も私も一遍だけしか行ってないんですが、駐車場へ行くまでに傾斜がかなり厳しい道があって、上り坂が反対に帰るときには、軽トラに乗っとるんをおりなんだらいかんような状態で、後ろから押さないかんような状態が見受けられたいうんと、それと遊歩道ですが、歩道も普通の荒れ道みたいな想像を受けたんですが、これもやっぱり一応は区画して、これから整理せないかんと思うんです。

それで、実際は駐車場にしても3台か4台しかとまらへんような状態で、余り駐車場というような感じを受けないような感じで、これも一つは大事なことやろうと思うんです。

それで、今後、どのような形にするかいう位置づけも大事なんだろうと思うけど、まず歩道と道路を整備してもらおうと、そういうふうなことがまず一番に上げられると思うんですが、その点、ちょっとお聞きしたいなど。

○関洋三議長 答弁、斉藤教育長。

○斉藤教育長 三好郁雄議員の、中寺廃寺を見直してはどうかとの質問にお答えいたします。

中寺廃寺跡へと向かう道路・遊歩道につきましては、中寺廃寺跡が山岳修行の地であることから、自然環境と調和した整備を行っております。そのため観光を目的とした車道の開設などは行っておらず、現地を訪れた人が、山奥深い大自然の中で中寺廃寺の修行僧が身を置いた非日常的な環境を体験できるようにいたしております。

また、車道や遊歩道については、定期的に倒木や落石の除去などの管理を行い、通行しやすいように維持管理を行っております。

現地や駐車場に設置しているパンフレットの減少数から、5から6月の気候のよい季節には週平均20名以上の方が見学に来られおるようであります。現在、ハイキングコースとして認識されつつあることがわかります。今年度は現地までの案内看板の設置をする予定で、より利用しやすいよう環境づくりをしております。

今後より多くの方に訪れていただけるよう、まんのう町の文化財ホームページに興味を持ってもらえるようなお知らせや、各種団体の現地の御案内、秋の現地見学会などを実施していく予定といたしております。

また、天文台、大川山キャンプ場、大川神社と一体的に大川山周辺の自然や文化財の魅

力を感じられるモデルコースやイベントを設定してまいりたいと考えております。

あわせて、全国的に報道されましたモザイク玉を含めて安造田古墳、中寺廃寺跡など町内の文化的財産を町外、県外へ発信し、多くの人に来ていただきますように努力してまいりたいと考えております。以上であります。

○関洋三議長 再質問、三好郁雄議員。

○三好郁雄議員 中寺のこの廃寺は国分寺とのつながりがあると私も記憶しとるんですが、その国分寺との歴史がどこまであるんかは私も定かではないんですが、これはもしあれだったら、弘法大師さんが立ち寄ったのではないかという線が、それによつたらまた大勢の方も来られるかもわからんので、そこのところをどないなっとんか、弘法大師さんという形跡はあるのかないのか、わからんでしょうか、立ち寄ったとかいう。

○関洋三議長 答弁、斉藤教育長。

○斉藤教育長 三好議員さんの再質問にお答えいたします。

いわゆる弘法大師が四国八十八カ所の霊場を開設した当時の状況からして、この中寺廃寺にも来たのではないかというふうな御質問であったと思えますけれども、確かにそういう可能性が一切否定されるということではありません。ただ、確かに来たという証拠も今のところはありませんので、決定的にこれを証明して広報するという事はなかなか難しいことではないかというふうには思います。

ただ、状況的な証拠としては、先ほど申しましたように、可能性としてはないわけではないので、今後、そういったものを専門家の方々とも連携しながら、そういった可能性がないかということについては研究してまいりたいというふうには考えております。以上であります。

○関洋三議長 再質問、三好郁雄議員。

○三好郁雄議員 それと、きのうも竹林議員が一般質問で話がありよつたんですが、モンスターバッシュで初日は3万を超える入場者がおつたらしいんですが、宿泊施設が全然ないようなんで、私はこう考えるんですが、町長にお聞きしたいんですが、例えば美合の中学校がことしいっぱいで来年からあれになるんですが、泊まれるところがないというのもあれなんで、かけ離れた話になるんやけど、もし、今、教育長がおっしゃられたように一体化したら、天文台も含めての一体化やけど、そうなってきた場合には、人もたくさん来るようになれば、宿泊施設も要るようになるかもわからんし、モンスターバッシュで泊まれるところがないというんで、恩恵を受けとるんは琴平、善通寺、丸亀はホテルは満杯になつとるらしいんで、みんな西条とか松山のホテルへ泊まつとるんです。そういうふうな状況で、今後、中寺廃寺も含めて、中学校の跡地の問題もいろいろ検討する課題があるんでないかと思うんですが、その点、町長にひとつお聞きしたいんですが。

○関洋三議長 答弁、栗田町長。

○栗田町長 三好郁雄議員さんの再質問にお答えいたします。

きのうの竹林議員さんの質問にもありましたが、8月の第4土日に開かれておりますモ

ンスターバッシュ、延べ約5万人以上の方がまんのう町に来られておるといふことで、香川県中のホテルは全て満杯しておるといふような話も聞いております。

琴南中学校の跡地利用の問題でございますが、これは地域の皆さん方にいろいろ御意見を聞かせていただいて、今後の有効活用をしていきたいと思っておりますが、私といたしましては、3階建てでありますので、ある一部の地域には宿泊施設、また、午前中にも話がありました体験型の宿泊施設ができるような施設もつくっていければいいのではないかなというふうには考えておりますが、今後の検討委員会等の中でも上げていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○関洋三議長 再質問、三好郁雄議員。

○三好郁雄議員 町長さんの答弁、回答、ありがとうございます。なるべくよそから来たもんが困らんようにするのも、我々、まんのう町としても大事なんでないかと思うんです。たくさんの方が来てでも、まんのう町へは足跡だけしか置いていかんといふようなことではまた余りよくないんで、何とかその面も含めてひとつよい答えをいただきます。

それで第一問目の質問を終わります。

○関洋三議長 それでは、三好郁雄議員の1問目の質問を終わらして、続いて、2番目の質問に入ってください。

○三好郁雄議員 エピアみかど周辺の環境についてでございますが、美霞洞というところは景色は大変きれいで、秋は紅葉が立派なんで、もみじはきれいやし、環境としては抜群にいいんですが、ただ夏場、アブがことしの場合、物すごい生息しとったんです。そして駐車場で車からおりたら五、六匹、夕方は特に多いそうなんで、私も二、三回は行ったことがあるんですが、アブは周辺ついてくるんです。それでアブは、中へ入ったら中までついてくるんです。玄関入ったら売店があるんですが、売店の中も四、五匹常時おる。温泉に入浴しとる人も何人かは刺されて、どないしよんないうたら、断りして、後はキンカン塗りよるだけですがというふうに聞かされたんですが、こういうふうなことは、まず料金を取って、お客さんとしてしよるんですが、余りアブに刺されて、断りしてキンカンだけ塗るといふんでは、私は余りよくないと思うんで、これを何とか対策を考えてほしいと思うんですが、町長の意見をひとつお願いします。

○関洋三議長 答弁、栗田町長。

○栗田町長 三好郁雄議員の、エピアみかどの周辺の環境についての御質問にお答えいたします。

三霞洞溪谷は、議員がおっしゃられるように、四季折々の美しい表情を見せる県下でも有数の景勝地でございます。

昨年、美霞洞温泉跡地に駐車場を整備したことで、緑豊かな自然を満喫しながら安らぎを得られる水辺空間として、多くの方が溪谷に訪れております。

また、溪谷上部に位置するエピアみかどとは散策道でつながっており、景観を楽しんでおられます。

議員御質問の、エピアみかどの入浴者がアブの被害に遭ったという件につきましては、例年もアブの発生はあったようですが、本年は梅雨明けから8月の中旬にかけて、例年に比べ多くのアブが温泉周辺で発生し、エピアみかどの施設内にも一部が侵入していたようでございます。

着衣であれば特に被害はなかったようですが、入浴中の方は、衣服を着用していなかったことから刺された方もおり、薬を塗布して対応したと報告を受けております。また、幸いにもエピアみかどへの苦情はなかったと聞いております。

現在、アブは発生しておらず、被害は鎮静化しております。アブの発生自体を抑制することはできません。ただし、来年も同様の発生状況となりましたら、出入り口に戸締まりの注意喚起を促す張り紙や、大型扇風機を設置する等の対応を検討して、被害の縮小に努めたいと考えておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

○関洋三議長 再質問、三好郁雄議員。

○三好郁雄議員 今、町長がおっしゃられたけど、扇風機というんでは私はあれやと思うんですが、最近ではエアカーテンとか、エアで上からしゅっとおろすような設備があるそうなんです。やっぱりそういうふうな設備をしていかんと、扇風機で中から追って、お客さんが入ってくる髪が持ち上がる、スカートが上がるというような状態じゃあんまりよいと思うんで、エアで仕切っとるらしい。よその県の温泉へ行ったら、そういうところもあるらしいんです。

そういうふうなものを設置するとか、何か対策せんと、やっぱり口コミが大事なんで、まず悪い評判を出すというのはマイナス部分が多いと思うんです。そこのところ、町長、ひとついい回答をいただきたいんですが。

○関洋三議長 再答弁、栗田町長。

○栗田町長 三好議員さんの再質問にお答えします。

アブ対策については、他の事例もあろうかとは思いますが、十分研究をして対処をしていきたいと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

○関洋三議長 以上で、5番、三好郁雄議員の発言は終わりました。

引き続き一般質問の通告がありますので、これを許可いたします。

13番、大西豊君、1番目の質問を許可いたします。

○大西豊議員 発言の許可をいただきましたので、一般質問を行います。

まず1番目に、企業誘致及び進出企業の対応について。

3月議会の一般質問において、若者の定住促進及び企業誘致の取り組みについての質問に対して、町長は、県と連携をとりながら積極的に対応するとの答弁がありました。

そこで、その後、実績についてお伺いいたします。例えば、既に進出している企業の話では、まんのう町の住民の新規の応募が少ないとの話でありました。まんのう町は合併後、行政告知放送や光ファイバー網を整備しています。これらの有効活用及び町道の整備等、積極的に取り組んでいくべきではないかと思っておりますが、町長の所見をお伺いします。

○関洋三議長 答弁、栗田町長。

○栗田町長 大西豊議員の、企業の誘致活動についての企業誘致及び進出企業の対応についての御質問にお答えいたします。

企業の誘致活動につきましては、香川県企業誘致推進協議会に本町も加入いたしております。大都市での企業誘致活動を行っているところであります。

昨年の10月8日から10日の3日間には、大阪市のインテックス大阪において、第2回ファベックス関西2014が開催され、1名の職員を派遣し、企業誘致活動を行ってまいりました。
(白川年男議員着席 午後1時23分)

また、個別の企業等からの問い合わせにつきましては、企業立地用地情報により、香川県企業立地推進課との連絡を密にして相談、情報の提供を行っておるところでございます。

なお、企業データ集計表によりますと、本町の農村工業導入地区等での抽出9社での従業員総数は459名で、うち地元雇用者数は317名となっており、占有率は69%と高い雇用状況が見てとれるところでございます。

さらに、先月8月7日には、丸亀市民体育館メインアリーナにおいて、定住自立圏域内の約60社の参加をいただき、定住自立圏域2市3町合同での就職面接会を開催いたしました。

ところで、本町や民間事業者が所有している遊休地は、ここ3年の間にほとんど新たな活用策が決定したところとなっており、新たな企業誘致を行うには用地の確保が必要となってくることとなります。

今後は視点を変えて、既に県下一円に光ファイバーは張りめぐらされていますが、本町の山間地域も情報インフラが充実していることから、空き家を活用したIT企業誘致ももしろいのではないかと考えております。

また、都会にはない自然と、1時間も走ると県都高松に着く距離は新たな戦略を練る必要があると感じられることから、今後とも、県、近隣市町と緊密に連携をとりながら企業誘致を推進してまいりますので、御理解と御協力をお願い申し上げます。

○関洋三議長 再質問、大西豊議員。

○大西豊議員 再質問を行います。

まんのう町は平成18年3月20日、合併と同時に企業誘致条例が制定し、1条の目的では、町内に工場及び試験研究施設を新設する企業に対し、助成措置を講ずることによって企業誘致を促進し、本町における産業の活性化及び高度化並びに雇用の機会の拡大を図りながら、町民生活の安定向上に寄与することを目的としています。

本町においても、最近、県内、県外の大手企業並びに関連会社が進出及び規模拡大が進んでいます。これらの企業に対して町としてできること、昨日の一般質問でも議員が触れられておりましたが、道路整備が一番重要と考えます。一度実態調査を行っていただき、かりん健康センター付近は、特に朝夕、大型貨物車の往来、職員等の車の混雑をしておりますのでよろしく願いいたします。

また、新設あるいは規模拡大による企業の求人に対して、行政告知放送が有効であると思うが、町内企業の設置及び利用を促すべきと考えるが、現状はどのようになっているかお伺いをいたします。

○関洋三議長 答弁、産業経済課、高橋課長。

○高橋産業経済課長 大西豊議員さんの質問にお答えいたします。

ちょっと古いんですけども、ただいままんのう町の従業者数というのがございまして、従業者数は1万122人でございます。他の市町村への通勤者が5,640人、それから他市町からの通勤者が3,160人となっております。地元で勤務している方が4,482人となっております。

まんのう町の大きな企業といたしましては、スーパーマーケットが2社、ドラッグストアが1社ございます。それから日曜大工の大手のほうで2社ございます。あとかりん健康センターのほうでは食品関係の工場がございます。先ほども町長が申し上げましたけども、農村工業導入のほうでは7社ぐらいございます。まんのう町には人口の割にいたしまして大きな会社があるのではないかなとは思っております。

今後、先ほど町長も申しましたけども、大阪なり東京なりへ職員を派遣いたしまして、中央からの会社の誘致等も行っていきたいと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

○関洋三議長 続いて、答弁、企画政策課、高嶋課長。

○高嶋企画政策課長 大西議員さんの再質問に対して御回答させていただきます。

町長の発言の中にもございましたように、まんのう町は町内一円に光ネットワークを整備しております。当初、整備時点で加入されている企業の方については、そのまま企業に告知端末等も設置されておるんですが、新たに転入された方とか、新たに事業所を設けられた方については、当然新たに加入手続をしていただかないと、告知放送がついていないという状況にありますので、そういう方々にも告知放送の利用等について改めて御周知申し上げて、加入を促進していきたいなど。そうしていただくと、また告知放送を使っただけで、大西議員さんがおっしゃったように求人等も行えるということでございますし、告知放送があれば、それ以外の町内の行政情報なりイベント情報、地震等の災害についても対応できますので、御指摘のあったように、そういう部分についても検討を加えて、なるだけ多くの企業の方にも参加をいただきたいというふうに考えておりますし、それが行政サービスにもつながるものというふうに考えておりますので、努力をしていきたいというふうに考えております。よろしく願いいたします。

○関洋三議長 続いて、答弁、建設土地改良課、池田課長。

○池田建設土地改良課長 大西豊議員さんの御質問にお答えいたします。

かりん健康保険センター付近の道路につきましては、また現地のほうを確認させていただきまして、修繕等を要するところがございますら対応してまいりたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○関洋三議長 再質問、大西豊議員。

○大西豊議員 町長並びに2人の課長から答弁いただきましてありがとうございます。

特に、長炭地区については、最近、県内の大手、隆祥産業が、恐らく製造業だと思うんですけど、着々と準備を進めております。そういう企業についても、告知放送についても加入をしていただくようお願いします。

また、吉野地区におきましても、旧のマルナカの跡地に大手食品メーカーの包装用紙をつくる関連会社が既に土地を購入して、着々と工事を進めております。そういうところについても恐らく求人をされると思いますので、ぜひ告知放送を進めていただき、求人も有効活用していただきたいと思います。

1番目の質問はこれで終わります。 (大西樹議員退席 午後1時33分)

○関洋三議長 大西豊議員の質問を終わりにして、続いて、大西豊議員、2番目の質問を許可いたします。

○大西豊議員 マイナンバー制度について質問いたします。

今後、どのようにしてマイナンバー制度を周知、導入を進めていくのか、マイナンバー制度についてお伺いします。

まんのう町の広報7月号でも紹介されていますが、平成25年5月、行政手続における特定の個人を識別する番号の利用等に関する法律が公布され、マイナンバー制度（社会保障・税番号制度）が導入され、10月からマイナンバーが通知されることになっております。平成28年1月1日より制度開始に向けて準備が進められております。

日本に住む全ての人に12桁の番号が割り振られます。これからは暮らしの中でマイナンバーを届け出る場面がふえていくこととなります。これまでは所得や年金、社会保障など、個人の情報は所管する行政機関が別々に管理していましたが、これからは情報を一つの番号で結びつけるのがマイナンバー制度です。

行政は個別の情報を照らし合わせることができ、事務の効率化、税、社会保障、社会保険料の適正な徴収などに役立てられます。国民にとっては、公的な手続で役所や役場の窓口を訪ねる回数が減ります。こうした効果を通じ、国民の暮らしを豊かにする狙いがあります。 (大西樹議員着席 午後1時35分)

マイナンバー制度の対象は、日本で住民登録している全ての人が、コンピューターが無作為にはじき出した番号が強制的に割り振られ、情報漏えいや悪用されるおそれが生じた場合を除き、生涯を通じて同じ番号を使うこととなります。

一方、企業の納税などの手続を円滑にするため、法人には13桁の番号が割り振られません。

マイナンバーは重要な個人情報なので慎重な取り扱いが必要です。不正な取得や情報漏えいに対しては、個人・法人に厳しく罰則が科されることになっております。

例えば、マイナンバーを含む個人情報をわざと漏らせば、4年以下の懲役もしくは200万円以下の罰金、不正な利益を得る目的でマイナンバーを盗用するなどした人には、3

年以下の懲役もしくは150万円以下の罰金が科せられ、いずれも従来の個人情報保護法の罰則より重くなっております。

主要国では、医療や年金など社会保障のサービスを所得などに応じて適正に提供するため、国民一人一人に番号を割り振る制度を採用しているところが多いようです。

日本はマイナンバー制度が導入されるまでに長い曲折の歴史がありました。1980年に大平内閣が国民一人一人に番号を割り振るグリーンカードの導入を決めましたが、実現が見送られ、また、第1次安倍内閣も年金記録漏れ問題の対策として社会保障番号制度の導入を目指しましたが、議論は進まなかった経緯があります。

マイナンバー制度は税、社会保障、災害の3分野を中心として運用が始まります。こういう中で、国民の理解が得られやすいため、9月3日に成立した改正マイナンバー法では、預金口座番号とマイナンバーの結びつけなど利用範囲の拡大が決まりました。政府は国民に理解を求めながら、マイナンバー制度を拡充していく考えだと述べています。

2番目の質問として、今後、どのように情報管理体制構築していくのか。総務省の政策担当大臣の報告では、8月時点で約1,800の市町村のうち、マイナンバー制度に対応するシステム改修ができていない自治体がまだ2割程度あるとの説明がありました。まんのう町においては、どのように対応し、職員教育を行っているのかをお伺いいたします。

○関洋三議長 答弁、栗田町長。

○栗田町長 大西豊議員の2番目の質問の、マイナンバー制度についての御質問にお答えいたします。

マイナンバー制度につきましては、本年10月から国民一人一人に住民票の住所地に12桁の個人番号が通知されることとなっております。

さらに、平成28年の1月からは、年金、医療保険、雇用保険などの社会保障、税、災害対策等の行政手続で利用されることとなっております。

まず、議員御指摘のマイナンバー制度の周知であります。国におきましても、テレビや広報誌などで周知を既に実施しておるところでございます。本町でも、住民の皆様方の不安を少しでも解消できるように、広報7月号から毎号特集を組んで制度周知に取り組んでおるところであり、8月28日からは町のホームページにおきましても周知しているところでございます。

また、9月末からは、役場窓口や公民館等でわかりやすいパンフレットの配布を行い、情報発信をまいりますので、御活用いただきますよう御案内申し上げます。

次に、マイナンバー制度の導入に関しましては、現在も国主導のもとに、まずは法定事務の部分におきまして、全国的に業務ごとの作業を進めておるところであります。

本町といたしましても、国主導のもとで実施されているこの制度につきまして、国や県、また中讃広域行政事務組合等と連絡を密にとりながら、導入後の手続作業を進めているところでもあります。

制度導入後は、役場での窓口対応や手続において情報の照合や転記、入力などに要する

時間が削減され、さらに提出する添付書類の削減効果もあります。また、所得や他の行政サービスの受給状況を把握しやすくなるために、給付金などの不正受給を防ぐことができます。

次に、先日も手数料条例改正の折に説明をいたしましたでしたが、改めてカード発行に関することを中心に御説明いたします。

いよいよ本年10月5日から、地方公共団体情報システム機構からマイナンバーが記載された通知カードが国民に郵送され、来年1月1日以降の行政手続に使用されます。

このとき、個人番号カードの案内と申請書用紙が同封されていますので、本人確認が可能なICチップがついたプラスチック製の個人番号カードを希望される方は、情報システム機構に申請をしていただきますと、無料で交付通知書が送付されますので、申請者は1月1日以降の開庁日に役場へ交付決定書と通知カード、それから運転免許証など本人確認できる書類を御持参いただければ、個人番号カードが交付されます。

ところで、通知カードは住民票の住所地に送付しますが、別のところで生活をしている方もおり、このような方々には住民票の移動をしていただくよう働きかけております。

また、このうち東日本災害被災者で避難中の方、病院等に長期入院中の方、DV・ストーカー・児童虐待の被害者につきましては、居所情報登録申請書を提出されることにより、登録地に郵送して御本人に通知カードが届くよう配慮されます。

居所情報登録に関しても、国は各種広報媒体を通じて、また、町もポスター、ホームページ、広報誌などを通じてお知らせをしておりますが、今後も国、県、町の関係各課と連携を密にしながら周知に努め、マイナンバー制度の円滑な実施を目指してまいります。

なお、先日も御説明いたしました、個人情報漏えいの心配はないのかとの御不安をいただくことがあることから、個人情報の安全性につきまして、改めて御説明を申し上げます。

本町の情報システムは、基幹系と言われる住民記録や税、福祉情報の業務を取り扱うネットワークと、情報系と言われるメールやグループウェア、各課が作成する電子文書を管理するネットワークに分かれております。

基幹系ネットワークは、中讃広域行政事務組合としかつながっておらず、マイナンバー制度の運用もこの基幹系ネットワークを利用することになります。

次に、情報系ネットワークにつきましてはインターネットに接続しており、メールのやりとりや外部のホームページ等が閲覧できるようになっております。

この二つのネットワークは理論的に分離されており、お互いの情報をやりとりすることはできません。

また、基幹系ネットワークは外部との通信ができない仕組みとなっていることから、マイナンバー制度開始に伴う個人情報の漏えいはないと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○関洋三議長 再質問、大西豊議員。

○大西豊議員 まんのう町の取り組みについて詳しく説明をいただきましてありがとうございます。

新聞でもこのように毎日取り上げられており、住民の方々の不安もあると思いますので、機会があるごとに説明努力をしていただきたいと思います。特に、この問題については日本年金機構の個人情報流出等の公的機関による情報管理には不安を持つ町民もいると思いますので、いま一層、情報管理には十分留意されて事業を進めていただきたいと思います。以上で私の質問を終わります。

○関洋三議長 以上で、13番、大西豊君の発言は終わりました。

これをもちまして、2日間にわたりました一般質問全てを終わります。

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

なお、次回会議の再開は、9月25日、午前9時30分といたします。本議場に御参集願います。

本日はこれで散会いたします。

散会 午後1時45分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成27年9月9日

まんのう町議会議長

まんのう町議会議員

まんのう町議会議員